

# 第 1 章

## まちづくり基本方針のめざすもの





# 1 都市計画マスタープランの主旨

南アルプス市まちづくり基本方針は、平成4年の都市計画法の改正に伴い創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」(都市計画マスタープラン)です。

この方針は、市町村が地域固有の自然、歴史、生活文化、産業などの特性を踏まえながら、地域社会共有の身近な都市計画を重視したまちづくり(都市づくり)の将来ビジョンを描き、都市計画を先導するために、都市計画区域を有する市町村にその策定の義務があると法的に位置づけられたものです。

## (1) 必要性

ゆとりと豊かさを真に実感でき、個性的で安全・快適なまちづくりを進めるためには、目標とする都市像をより具体的に表す必要があります。

## (2) 特徴

独自の創意工夫による策定

策定の具体的な内容、方法等は、市町村の自主的な判断に委ねられています。より多くの市民が共感しうる内容や方法についての合意や創意工夫が求められます。

住民意見の反映

住民意見を反映しつつ策定する過程それ自身が、住民のまちづくりへの理解を得、合意形成に資するものであり、よりよいまちづくりへの第一歩となるものです。

### 市町村の都市計画に関する基本的な方針

**第十八条の二** 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。

4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(平四法八二・平一二法七三・追加)

## 2 策定の基本方針



### (1) 策定の目的

南アルプス市まちづくり基本方針は本市の適正で持続的な発展を支えるまちづくりの方針として策定します。

本市のまちづくりにおいては、問題のある環境を改めて、暮らしやすくするとともに、豊かな自然・田園環境や市民の手により培われた歴史・文化環境を守り、育てて、その魅力を一層高めることが欠かせません。そのためには、将来を展望し、市民意見を反映させ、具体性のある将来ビジョンとその実現の方途を公民協働で確立することが必要です。

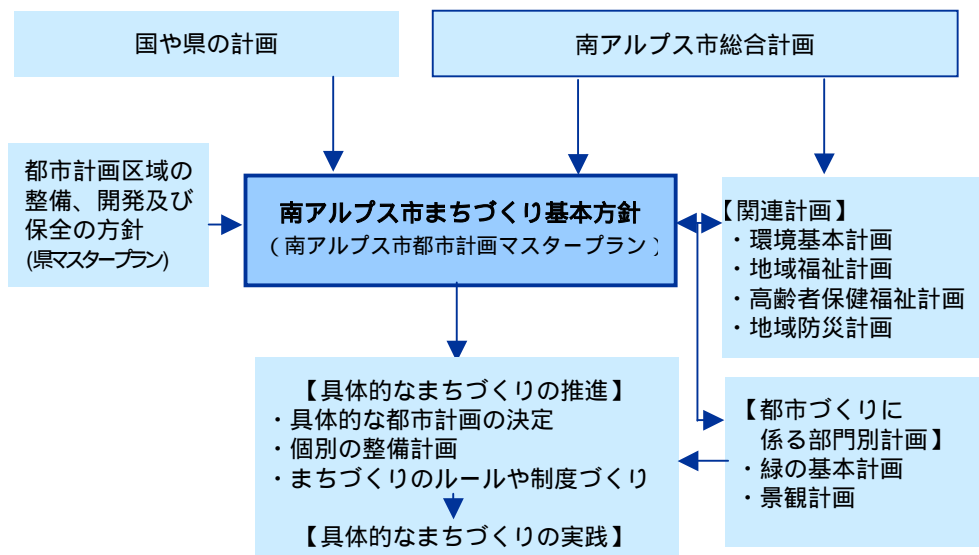
このような考えに立ち、本方針は、総合計画（基本構想）の理念を補い、具体化していくための、総合的、一体的に定める都市空間（土地利用、都市施設、地区の整備・開発・保全等）の将来像、実現策、ルール等を方針として策定します。

### (2) 法制度上の位置づけ

国、県の計画、都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（県マスタープラン）、南アルプス市総合計画に即す位置づけです。

個別具体の都市計画の指針となります。（市の定める都市計画は方針に即します。）

南アルプス市まちづくり基本方針の位置づけ



### (3) 役割

本方針は、これからの市民生活と社会・経済変化に対応して、健全で魅力のある南アルプス市を実現するために、市民と行政が協働し、より積極的に本市のまちづくりを進めるための方針として活用します。

目指すべき将来都市像、将来地域像を具体的に示します。

まちづくりに関わる総合的な施策推進の指針とします。

市民に分かりやすく示し、理解と参加を得ます。

### (4) 基本的な性格

市民と行政による都市づくりの共同宣言

市民と行政が共有する方針として、地域の活性化や生活環境の整備、安全・快適なまちづくり、市民に身近なまちづくりを進めるための基本的方針の宣言書と位置づけます。

新市としての体系的な都市計画の指針

新市としての、一体的な都市の形成、適正な土地建物利用や都市施設の整備、地区の開発や整備・誘導の基本的指針として策定し、新市としての体系的な都市計画の指針とします。

### (5) 構成と計画期間等

全体構想、地域別構想及び実現の方途の構成とします。

全体構想は、都市計画区域を基本に必要なに応じて市全域を考慮します。

概ね20年後の中長期を見据えた方針とします。

計画の進行を管理し、必要なに応じて見直しを行います。

### (6) 策定の基本的考え方

本市の独自の考え方を示します。

市民参加のもとに主体的に策定するまちづくりの基本方針として、南アルプス市の特性を活かした独自の考え方を示します。

計画の立案過程を重視します。

本方針は、都市づくりの確定した計画ではなく方針を示すもので、市民参加推進の素材として、充実したまちづくり計画を立案する方針として作成します。

市民意向を反映し、分かりやすく表現します。

市民のまちづくりへの意向を反映した内容と分かりやすい表現による方針とします。



# 3

## 策定の経緯

### 3.1 市民参加による策定

本方針の策定にあたっては、様々な形で市民参加を求めました。市民の意見が反映された方針づくりをめざすとともに、策定過程を通じて市民と行政の協働による経験が蓄積され、まちづくりの推進に生かされることを期待したものです。

素案策定期間は、平成16年9月から19年2月とし、市民参加による「策定審議会」「まちづくり研究会」を開催し、市民の参加を得て、熱心な議論と貴重なご意見をいただきました。

#### 策定審議会

策定審議会は、素案を審議し市長へ提言する組織です。審議会はまちづくり研究会代表者6名を含み、地域及び団体代表、議会代表、学識経験者及び県・市職員の27名で構成し、計5回開催して、まちづくり研究会から提言された議論を踏まえ、検討が進められました。



策定審議会

#### 策定の経緯

- 第1回 まちづくり研究会**  
2004.12.21  
策定の主旨説明
- 第2回 まちづくり研究会**  
2005.2.15  
テーマグループ別問題点探し1
- 第3回 まちづくり研究会**  
2005.3.8  
テーマグループ別問題点探し2
- 第4回 まちづくり研究会**  
2005.3.29  
テーマグループ別問題点探し3
- 第5回 まちづくり研究会**  
2005.5.18  
テーマグループ別問題点探し4
- 第6回 まちづくり研究会**  
2005.6.29  
問題点探しのまとめ
- 視察研修会**  
2005.7.20  
富士見町保健休養地、穂高町土地利用形成事例(まちづくり条例)視察
- 第7回 まちづくり研究会**  
2005.8.31  
目標とする地域構造の検討1
- 第1回 策定審議会**  
2005.9.8  
都市づくりの現況と課題の検討
- 第8回 まちづくり研究会**  
2005.10.27  
目標とする地域構造の検討2
- 第2回 策定審議会**  
2005.11.7  
マスタープランの方向性検討
- 第3回 策定審議会**  
2005.12.20  
都市構造の基本的あり方の検討
- 第9回 まちづくり研究会**  
2006.1.31  
地域別構想の検討1
- 第10回 まちづくり研究会**  
2006.2.14  
地域別構想の検討2
- 第11回 まちづくり研究会・南部グループ**  
2006.2.28  
地域別構想の検討3
- 第12回 まちづくり研究会**  
2006.7.6  
地域別構想のまとめ
- 地区別懇談会(南北地域別開催)**  
2006.10.12~13  
地域で考えるマスタープラン案
- 第13回 まちづくり研究会**  
2006.11.6  
土地利用の方針と実現策について
- 第4回 策定審議会**  
2006.11.8  
都市計画マスタープラン案まとめ
- 県都市計画課協議**  
2006.12.11
- 都市計画審議会報告**  
2006.12.22
- 第5回 策定審議会**  
2007.2.23  
審議会より市長へ提言

## まちづくりへの一言提言募集

まちづくり研究会の会員募集にあわせて、まちづくりへの市民一言提言の募集をおこないました。市民の生活実感から、様々なテーマについて貴重なご意見・提言を頂きました。

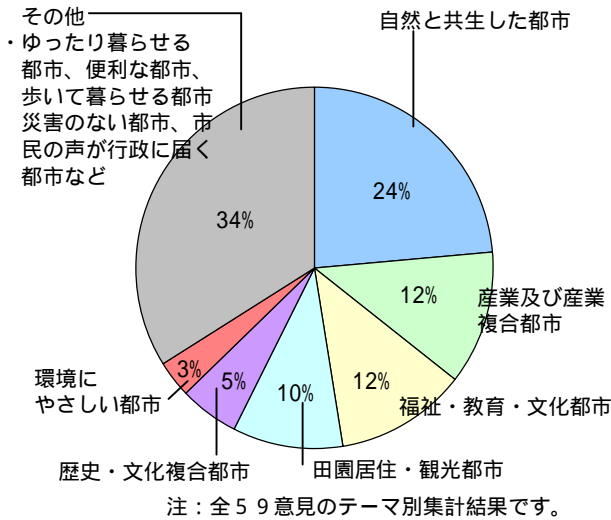
### まちづくり一言提言の概要

配布回収 各区組長を通じて全戸配布、郵送回収  
回収票 64票

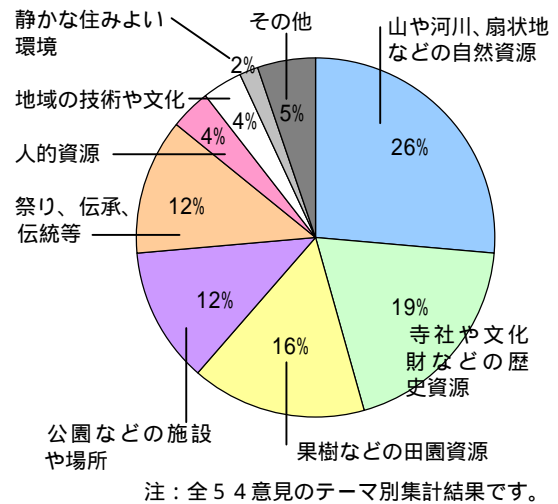
調査期間 平成16年10月

### 集計結果の概要

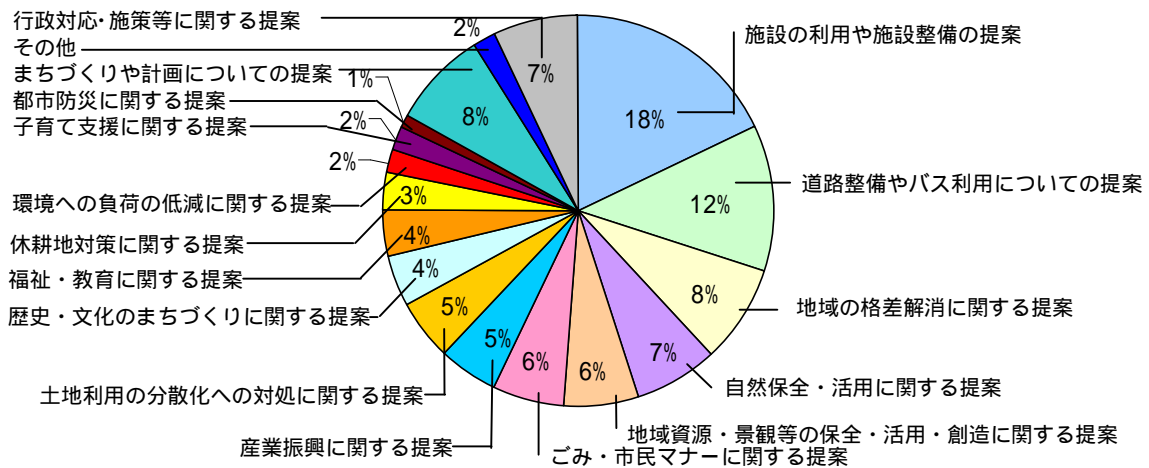
#### 市の将来目標・都市像は？



#### お住まいの地域の魅力や宝は？



### まちづくりへの一言提言



## ● まちづくり研究会

まちづくり研究会は、公募による市民が中心となって、市民主導により、本市のまちづくりのあり方を検討し、策定審議会へ提言する組織です。

研究会は、平成16・17・18年度に計13回開催され、本市のまちづくりの問題点と課題、テーマ別のまちづくり方針や地域別まちづくりの目標など、研究会会員による熱意ある検討が進められました。

## ● まちづくりニュースと情報提供

本方針の検討経過をお知らせするために、広報による「まちづくりニュース」を発行し、あわせてインターネットホームページでの情報提供を行っています。

### ■ まちづくりニュース ■

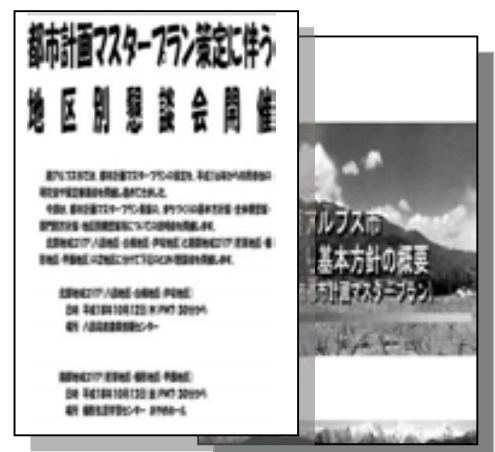


## ● 地区別懇談会

「地域で考えるマスタープラン」として、北部(八田地区・白根地区・芦安地区)、南部(若草地区・楡形地区・甲西地区)の地域別に地区別懇談会を開催しました。

懇談会では、これまでに検討されたマスタープラン案の説明の後、今後の本市のまちづくりのあり方について、農業、観光、財政など様々な視点からの意見交換が行われました。

### ■ 地区別懇談会開催のお知らせと資料 ■





## 3.2 市民主導によるまちづくり研究会の活動

### (1) 市民主導による取り組み

研究会は、「市民主導で進めたい。」「都市計画はわかりにくい、都市計画の枠をはずして考えていこう。」「様々なテーマを検討したい。」「実現できる計画としたい。」といった会員意見を尊重し、市民主導で取り組むことを基本に、「生活まちづくり検討グループ」「都市の魅力化検討グループ」「環境保全検討グループ」「実現化検討グループ」の4グループに分れて、独自テーマを設定しながら検討が進められました。



まちづくり研究会活動の流れ

**ステップ1**  
まちづくりの課題と方向を  
考えよう

**第1回**  
市民主導による進め方の検討

**第2回～第4回**  
テーマ別問題点探し

**第5回**  
まちづくり目標  
本市の土地利用と問題点検討

**第6回**  
まちづくり課題と方向案のまとめ

**視察研修会**  
富士見町保健休養地、穂高町土地利用  
形成事例(まちづくり条例)視察

### (2) 3つのステップで進めたまちづくり研究会

まちづくり研究会は大きく3つのステップを踏んで検討が進められました。ステップ1では、第1回～第6回までに各グループ別の「まちづくりの課題と方向」として、会員の日ごろの生活実感から、「問題点探し」「まちづくり目標の検討とまとめ発表」を行いました。



**ステップ2**  
都市全体のまちづくり目標を  
考えてみよう

**第7回**  
まちづくり目標図を描きながら考え  
てみよう。

**第8回**  
軸や土地利用をどのように考えるか。  
審議会での全体構想図について考える。

ステップ2では、北部グループ、南部グループに分かれて、「都市全体のまちづくりの目標」の検討が進められ、会員が描いた都市全体のまちづくり目標図や審議会でも検討された目標都市構造図を題材にして、軸やゾーンについての検討が進められました。

ステップ3では、大きく6つの地域について、地域構想目標図を描きながらの検討が進められました。



**ステップ3**  
地域構想図を描きながら  
考えよう

**第9回～第11回**  
地域別構想の検討

**第12回**  
地域別構想のまとめ

**地区別懇談会**  
「地域で考えるマスタープラン」  
地域での意見を聞いてみよう。

**第13回**  
主要な土地利用の方針とその実現策  
について考える。

まちづくり研究会(ステップ1)で提案されたまちづくりの課題と方向案

課題と方向		個別策	提案グループ
水と緑の資源を守りたい。	水源の森を大切にする。	森林保全と観光利用の調整、森林ボランティアの活動	環
	水量を確保し水質を改善する。	市民生活意識改革、資源の確保、下水道・河川の整備	環
環境にやさしい循環型社会としたい。	温暖化対策を進め、ライフスタイルを見直す。	エコカーの普及や自転車利用の推進 公共交通の整備・強化・転換をめざす。	環 環・実・魅・生
	ゴミ対策を進める。	分別収集の統一、情報公開・PR・啓発、ゴミの資源化、グリーン購入	環
資源を活かし魅力あるまちづくりを進めたい。	地元の歴史・文化資源を守り、活用する。	資源の発見と活用・PR まちと山の間にある美しい景観や場所の保全・活用	環
	樹園観光の魅力化・活性化を進める。山岳観光と果樹観光の連携を図る。	観光農園への誘客、特産品アピール、直売所設置、オーナー制度、宿泊施設の併設等	魅
	遊休農地の活用を進める。	休耕地を活用したピオトープ、遊休農地のオーナー制度、農業特区制度の活用	魅・環
	地域の特色を活かし、市の魅力をアピールする。	南アルプス市としてのイメージづくり、三大扇状地セールス、芦安山岳観光振興、櫛形山大文字焼き 通過交通を市内に止めるための施設整備(道の駅など)	魅・生
安心して便利なまちとしたい。	子供や高齢者に配慮したまちづくりを進める。	既存施設の有効活用、子供の遊べる場所づくり、子育て支援場所の確保、ボランティア活動の展開	生
	防災、防犯対策を進める。	既存防災施設の周知、災害に備えての道路整備、堅固な建物への移行、子供の安全確保対策	生
	高齢者利用も考慮した交通環境を整備する。	公共交通の確保充実、市内循環バス運行、生活道路整備、計画的道路整備	環・生・魅・実
	地域の生活利便を確保する。	地域ごとでの施設の集積(1箇所ですべての用事が済ませる場所づくり)、車で行ける商店街づくり、買い物のための交通確保	生
住みたいと思える元気で魅力のあるまちとしたい。	美しい景観づくりを進める。	景観づくり、眺望スポットづくり	魅
	快適な歩行者自転車空間をつくる。	遊歩道・自転車道整備と多様な選択コースづくり	魅
	魅力ある中心市街地をつくる。	中心市街地の活性化 街並みの整備、商店街での建て替えルールづくり、緑化の推進、サイン計画・設置	魅・生
	市民交流の促進を図る。	多世代交流の場の整備、公民館等既存施設の活用	生
計画的に都市形成を進めたい。	土地利用の秩序化を図る。	土地利用計画の立案と合意 宅地の分散化の抑止	実
	農地の保全を図る。	果樹観光・農業の振興、空地・農地の買い上げ策検討、都市計画制度等活用検討、農業への参画促進、農業特区制度活用等	魅・実
	都市機能の集中集積を図る。	商業・生活利便施設、病院、公共施設が身近に集中し徒歩で生活できるまちづくり、宅地分散の抑止、新たな産業地の計画的整備	生・実
人的資源づくりと活用を進めたい。	交流人口の拡大と人的資源の確保活用を進める。	団塊世代の田舎暮らしの受け皿整備の検討 まちづくりの人的資源の確保	実
実現できるまちづくりをめざしたい。	市民と行政の協働を推進する。	行政情報の公開、市民参加と窓口づくり・仕組みづくり 行政説明責任の明確化と行政不信の払拭、行政能力の向上、市民参加の計画づくりと計画達成指標の明確化	実
	適正なまちづくり推進の仕組みを導入する。	公平公正な規制手法・市民参加による推進の仕組み	実

注:環は環境保全検討、生は生活環境検討、魅は都市の魅力化検討、実とは実現化検討の各グループからの意見です。

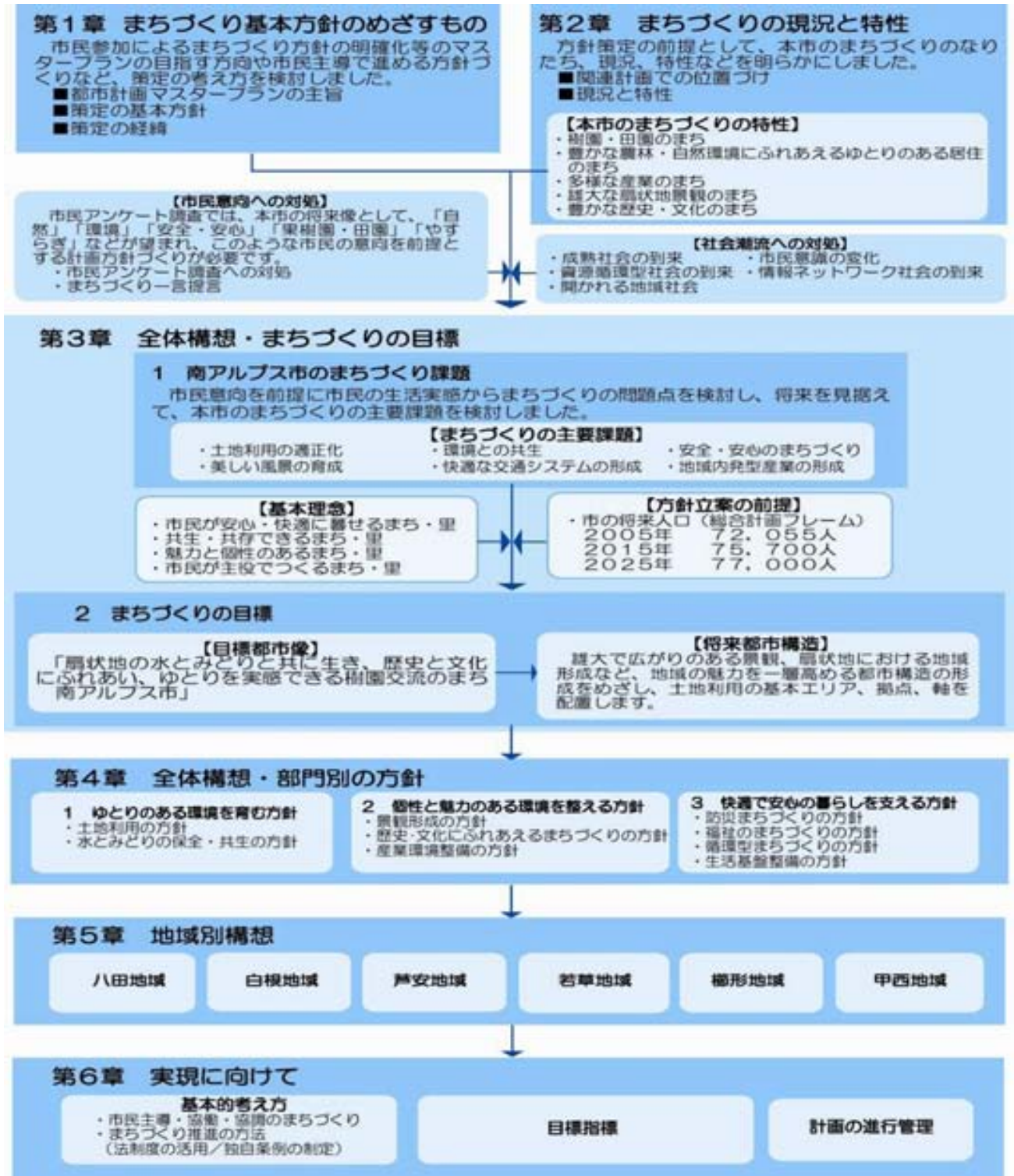
# 4

## 本方針検討の流れと構成

### 4.1 本方針検討の流れ

本方針の検討にあたっては、主旨の理解、現況と特性把握、課題と目標の設定、方針の立案、実現に向けての検討を段階的に進めました。

本方針検討の流れ



## 4.2 本書の構成

本書は、以下に示すように大きく6章の構成としています。

### 本書の構成

#### 第1章 まちづくり基本方針のめざすもの

- 1 都市計画マスタープランの主旨
- 2 策定の基本方針
- 3 策定の経緯  
市民参加による策定 / 市民主導によるまちづくり研究会の活動
- 4 本方針検討の流れと構成

#### 第2章 まちづくりの現況と特性

- 1 関連計画での位置づけ
- 2 現況と特性  
自然条件 / 南アルプス市のなりたちとまちづくり / 近年の都市的な動き / 都市計画と都市施設の現況 / 特性

#### 第3章 全体構想・まちづくりの目標

- 1 南アルプス市のまちづくり課題  
市民意向への対処 / 社会潮流への対処 / まちづくりの主要課題
- 2 まちづくりの目標  
南アルプス市らしいまちづくり / 基本理念と目標 / 方針立案の前提 / 将来の都市構造
- 3 目標実現のための施策の体系

#### 第4章 全体構想・部門別の方針

- 1 ゆとりのある環境を育む方針  
土地利用の方針 / 水とみどりの保全・共生の方針
- 2 個性と魅力のある環境を整える方針  
景観形成の方針 / 歴史・文化にふれあえるまちづくりの方針 / 産業環境整備の方針
- 3 快適で安心の暮らしを支える方針  
防災まちづくりの方針 / 福祉のまちづくりの方針 / 循環型まちづくりの方針 / 生活基盤整備の方針

#### 第5章 地域別構想

- 1 地域の区分と地域別構想の考え方
- 2 地域別まちづくり構想  
八田地域 / 白根地域 / 芦安地域 / 若草地域 / 櫛形地域 / 甲西地域

#### 第6章 実現に向けて

- 1 基本的な考え方  
市民主導のまちづくり / 協働によるまちづくり / 協調によるまちづくり / まちづくり推進の方法 / 計画の進行管理
- 2 目標指標

#### 資料編